

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○救急医療機関の認定及び協力申出の撤回……………一

……………(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)……………一

○都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………二

### 公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………四

……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………四

○特定非営利活動法人の認定……………(同)……………五

○再開発等促進区を定める地区計画の原案……………五

……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………五

○開発行為に関する工事完了……………六

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………六

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………六

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………六

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………七

……………(同)……………七

○第四十二期東京都労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦……………九

……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………九

## 告示

### ●東京都告示第千八百八十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条の規定により、救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び診療所並びに同申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

平成二十七年七月三十日

東京都知事 外 添 要 一

一 救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び診療所

名 称 所在地 認定期間

社会福祉法人三井 千代田区神田和泉町 平成二十七年  
記念病院 一番地 八月一日から  
平成三十年七  
月三十一日ま  
で

医療法人社団健育 中央区佃二丁目五番 同右  
会石川島記念病院 二番

国際医療福祉大学 港区三田一丁目四番 同右  
三田病院 三番

東京都立駒込病院 同区高輪三丁目十番 同右  
三番

東京都立駒込病院 同区高輪三丁目十番 同右  
十一番

医療法人社団大坪 文京区本駒込三丁目 同右  
会小石川東京病院 十八番二十二番

東京都台東区立台東病院 同区大塚四丁目四 同右  
十五番十六番

医療法人社団仁寿 台東区千束三丁目二 同右  
会中村病院 十番五番

医療法人財団寿康 墨田区八広二丁目一 同右  
会寿康会病院 番一  
番一

医療法人社団青藍 江東区北砂二丁目一 同右  
同 区塩浜二丁目七 同右

会鈴木病院 番三

医療法人社団冠心 品川区北品川五丁目 同右  
会大崎病院東京ハ  
ートセンター 四番十二番

公益財団法人東京 大田区東雪谷四丁目 同右  
都保健医療公社荏  
原病院 五番十番

医療法人社団松和 同区池上六丁目一 同右  
会池上総合病院 番十九番

医療法人社団秀輝 同区下丸子三丁目 同右  
会目蒲病院 二十三番三番

医療法人社団静恒 同区東矢口一丁目 同右  
会本多病院 十七番十五番

社会福祉法人康和 世田谷区北烏山二丁 同右  
会久我山病院 目十四番二十番

JR東京総合病院 渋谷区代々木二丁目 同右  
一番三番

医療法人財団荻窪 杉並区今川三丁目一 同右  
病院 番二十四番

医療法人財団アド 同区天沼三丁目十 同右  
ベンチスト会東京 七番三番

衛生病院 同区天沼三丁目十 同右  
七番三番

医療法人社団山斗 同区西荻南二丁目 同右  
会山中病院 二十五番十七番

医療法人社団寿廣 北区上十条二丁目二 同右  
記念会岸病院 十一番一

医療法人社団博栄 同区赤羽南二丁目五 同右  
会赤羽中央総合病  
院 番十二番

公益財団法人東京 板橋区栄町三十三番 同右  
都保健医療公社豊  
島病院 一

帝京大学医学部附 同区加賀二丁目十 同右  
属病院 一番一

医療法人社団明芳会高島平中央総合病院	同 区高島平一丁目七十三番一号	同右
愛里病院	足立区千住東一丁目二十番十二号	同右
社会福祉法人勝楽堂病院	同 区千住柳町五番一号	同右
医療法人財団桜会桜会病院	同 区千住桜木二丁目十三番一号	同右
医療法人社団洪泳会東京洪誠病院	同 区西新井栄町一丁目十七番二十五号	同右
医療法人社団苑田会苑田第三病院	同 区伊興本町二丁目五番十号	同右
医療法人社団厚友会足立東部病院	同 区梅島二丁目三十五番十六号	同右
医療法人社団明芳会イムス葛飾ハートセンター	葛飾区堀切三丁目三十番一号	同右
東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	同 区青戸六丁目四十一番二号	同右
社会医療法人社団森山医会森山記念病院	江戸川区西葛西七丁目十二番七号	同右
医療法人社団永生会南多摩病院	八王子市散田町三丁目十番一号	同右
町田市民病院	町田市旭町二丁目十五番四十一号	同右
医療法人社団三翔会おか脳神経外科	同 市根岸町千九番地四	同右
青梅市立総合病院	青梅市東青梅四丁目十六番の五	同右
医療法人財団川野病院	立川市錦町一丁目七番五号	同右

医療法人社団竹口病院	昭島市玉川町四丁目六番三十二号	同右
独立行政法人国立病院機構村山医療センター	武蔵村山市学園二丁目三十七番の一	同右
武蔵野陽和会病院	武蔵野市緑町二丁目一番三十三号	同右

二 救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した病院

名 称	所 在 地	撤回年月日
医療法人社団佑和会木村病院	大田区千鳥二丁目三十九番十号	平成二十七年六月三十日
山中病院	杉並区西荻南二丁目二十五番十七号	平成二十七年七月三十一日
医療法人社団明芳会高島平中央総合病院	板橋区高島平一丁目六十九番八号	同右

●東京都告示第千八百八十八号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十七年七月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 平成二十七年七月三十日  
 東京都知事 舩 添 要 一

一 路線名 鮫洲大山  
 二 変更の区間 品川区豊町六丁目百五十九番二地内から同区二葉四丁目三百九十六番四地内まで  
 三 変更の概要 別図表示のとおり

--

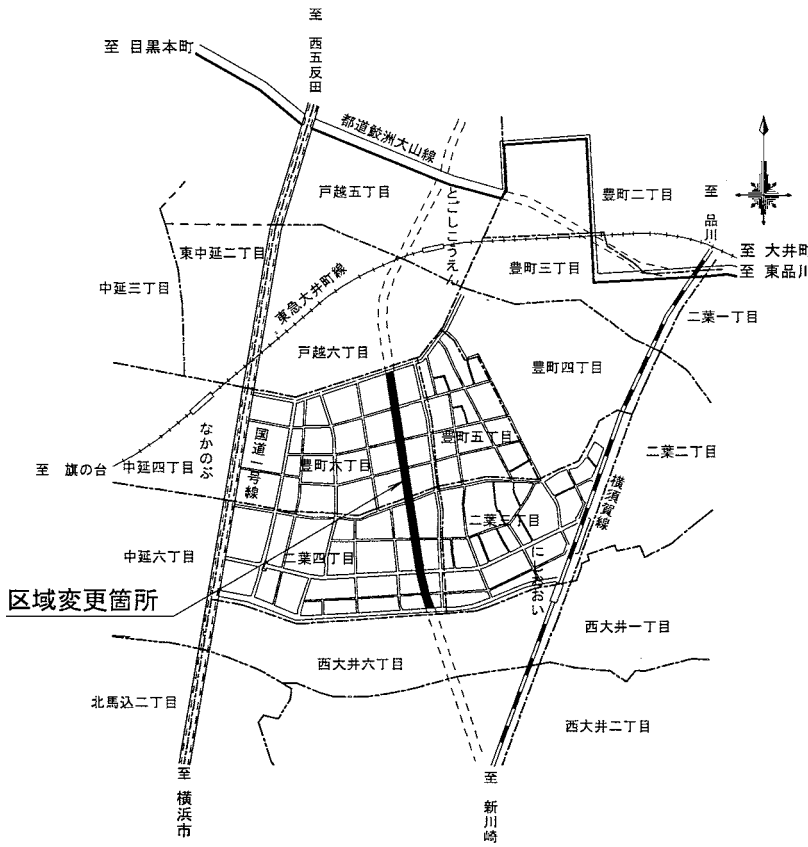
別図

都道鮫洲大山線区域変更略図

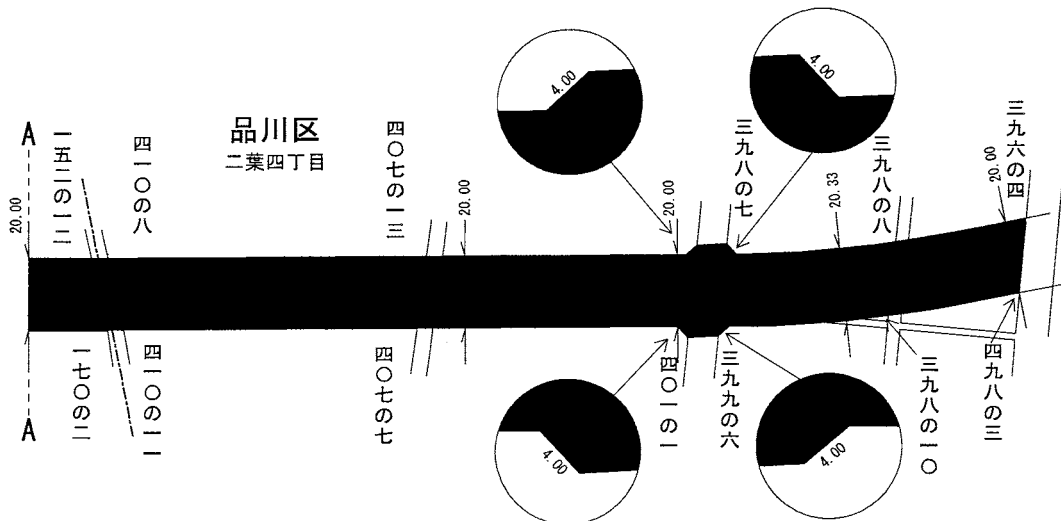
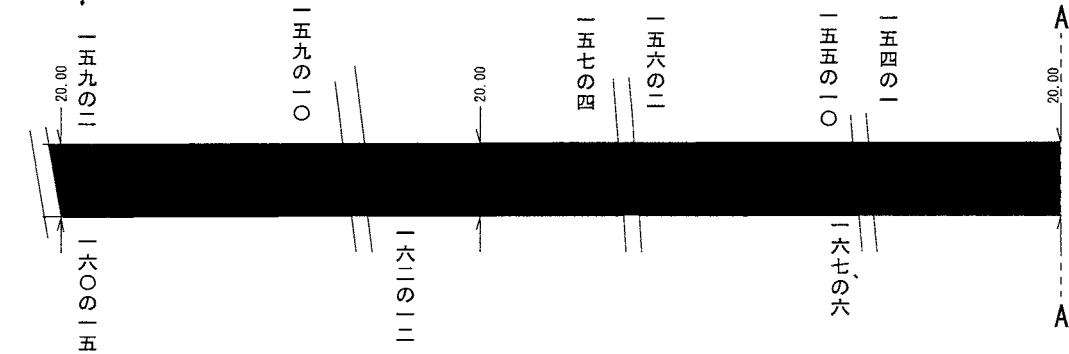
品川区豊町六丁目～二葉四丁目

一般国道  
 市道  
 編入区域  
 計画線

延長 五五五・四八メートル  
 面積 一、〇九一・一九平方メートル



品川区  
豊町六丁目



公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年七月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年六月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人アングラント・ジャパン
- 三 代表者の氏名  
大澤 傑
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都中野区南台三丁目四十番九号 池田荘二〇一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者、障がい者及び発展途上国の人々をはじめ、広く一般市民に対して、音楽演奏、楽器の提供、貸し出し及び音楽教育事業を行うとともに、若手音楽家への支援事業を行い、音楽を通して笑顔で希望を持ちながら生活できる社会の創造に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年六月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アジア交通・生活インフラシステム

三 代表者の氏名

菊田 聰裕

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区湯島一丁目九番十四号 プチモンドお茶の水三〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、専門家集団が、その知見と長年の経験に基づき、教育、保健・医療・福祉及びアジアの交通インフラシステム並びに関連のICT(Information Technology)に関する遠隔支援を国内外の利用者に対して行い、利用者への専門家派遣、研修生の受入れ等指導・訓練を実施することにより、遠隔による教育の発展、生活の支援に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年六月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人かずみ草

三 代表者の氏名

早野 節子

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区阿佐谷南一丁目九番十二号 エコー2-1

A

五 定款に記載された目的

私たちは、重複障害者或いは重症心身障害者へ必要・適切なサービスを提供できる知識と能力を持つ人材を育成し、重複障害者或いは重症心身障害者だけでなく高齢者や子どもに対してもそのサービス提供を行い、一般市民に対して重複障害者或いは重症心身障害者により関心を持って頂けるよう普及啓発を行うことにより、重複障害者或いは重症心身障害者が、その人らしい生活ができる地域社会の実現に寄与する。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年六月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター

三 代表者の氏名

加藤 勇三

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区大久保三丁目十番一号

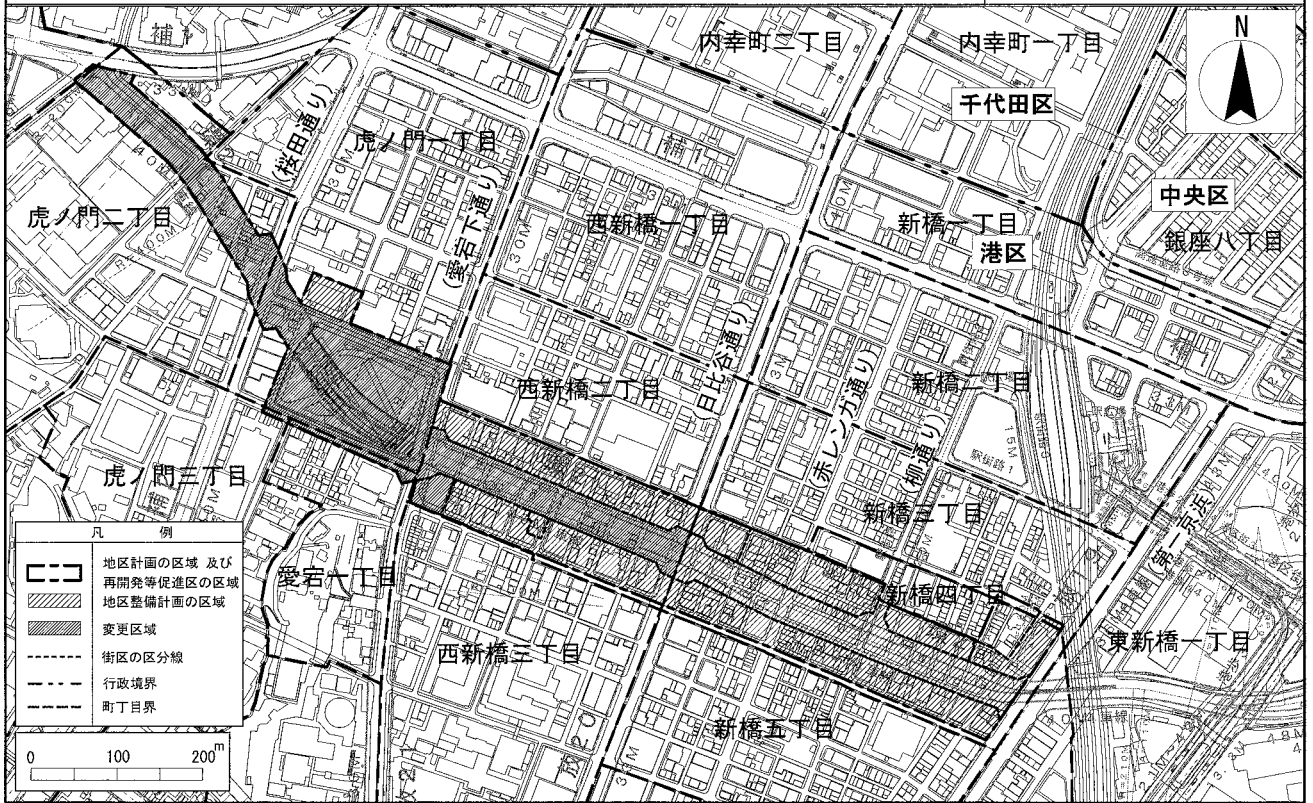
五 定款に記載された目的

1 センターは、国際ビフレンダーズに加盟するボランティア団体として、人生における苦悩、孤独、絶望、抑うつ、悲嘆等により、自殺の意志を示すなど、危険が迫っている人に対して、感情的な支えや支援を行な

<p>い、自殺の防止を図ることを目的とする。</p> <p>2 センターは、広く自殺に関する事項について社会一般に周知を図り、その防止に努めることを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月二十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人障害者就労支援センターどんまい福祉工房</p> <p>三 代表者の氏名 渡邊 英夫</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都杉並区本天沼一丁目二十四番九号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、一般市民及び障害をもつ人に対して、就労支援事業、情報収集提供事業、相談事業、レスパイトサービスによる地域生活支援事業を行うことにより、障害をもつ人のより良い成長、幸福な人生の創造、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p>	<p>平成二十七年七月三十日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 名称 NPO法人ディック遺児奨学会</p> <p>二 代表者の氏名 原田 隆之</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都港区高輪二丁目二十一番三十八号 大野高輪ビル三階株式会社ディック電子内</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十七年七月十五日から平成三十二年七月十四日まで</p> <p>再開発等促進区を定める地区計画の原案について 東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例(平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。)第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。</p> <p>なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。</p> <p>平成二十七年七月三十日 東京都知事 舛 添 要 一 環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区</p>	<p>計画 変更する区域 港区西新橋二丁目、虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目及び愛宕一丁目各地内 別図のとおり</p> <p>二 位置</p> <p>三 区域</p> <p>四 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び港区役所</p> <p>五 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間</p> <p>六 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課</p>
---	---	--

東京都市計画地区計画  
環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画

区域図 [東京都決定]



開発行為に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年七月三十日  
 東京都多摩建築指導事務所長  
 金子 博

開発区域又は工区に  
 含まれる地域の名称  
 府中市南町四丁目五番四の  
 一、同番四地先、同番十三、  
 六番一の一部、同番二並びに  
 同番三及び同番十七の各一部、  
 同番十八、同番十九並びに同  
 番二十一  
 府中市府中町一丁目五番地  
 の七  
 株式会社大内商事  
 代表取締役 大内 勝美

小金井市東町五丁目百三十五  
 番二十六  
 新宿区西新宿三丁目二番七  
 号  
 株式会社松家不動産  
 代表取締役 宗像 博

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に  
 ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体に

あつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年七月三十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十七年七月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 (仮称)新宿駅新南口ビル

二 店舗所在地 渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十四番地ほか

三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社

四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号

五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定

六 新設をする日 平成二十八年三月一日

七 店舗面積の合計 七千九百八十五平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 八十四台

九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 百六十一台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 百七十五平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 三十二・四二立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前十一時

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前十時三十分から午後十時三十分まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所 店舗南側

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことがで

きる時間帯 午前六時から午後十一時まで

十七 届出日 平成二十七年六月十二日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 平成二十七年七月三十日から同年十一月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年七月三十日から四月以内に東京都産

業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十七年七月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 大島6丁目団地8号棟

二 店舗所在地 江東区大島六丁目一番八―一〇一号

三 設置者名 独立行政法人都市再生機構

四 設置者住所 神奈川県横浜市中区本町六丁目五十番地一

五 変更前の設置者の代表者名 奥野 泰三

六 変更後の設置者の代表者名 上西 郁夫

七 変更前の設置者住所 新宿区西新宿六丁目五番一号

八 変更後の設置者住所 神奈川県横浜市中区本町六丁目五十番地一

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 イオンマーケット株式会社

十 変更前の小売業者の代表者名 川口 高弘

十一 変更後の小売業者の代表者名 豊田 靖彦

十二 変更日 平成二十六年五月十六日ほか

十三 届出日 平成二十七年六月三十日

十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間 平成二十七年七月三十日から同年十一月三十日まで。ただし、東京

<p>十六 縦覧時間 都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 竹の塚第3団地1号棟 二 店舗所在地 足立区竹の塚六丁目七番一―一〇一号 三 設置者名 独立行政法人都市再生機構 四 設置者住所 神奈川県横浜市中区本町六丁目五十番地一 五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 イオンマーケット株式会社 六 変更前の小売業者の代表者名 川口 高弘 七 変更後の小売業者の代表者名 豊田 靖彦 八 変更日 平成二十六年五月十六日 九 届出日 平成二十七年六月三十日 十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>一 店舗名 フレンテ笹塚 二 店舗所在地 渋谷区笹塚一丁目四十七番一号 三 設置者名 京王重機整備株式会社 四 設置者住所 渋谷区笹塚一丁目四十七番一号 五 変更前の店舗名 (仮称)京王重機ビル再開発事業 六 変更後の店舗名 フレンテ笹塚 七 変更前の設置者の代表者名 五味 保雄 八 変更後の設置者の代表者名 東宮 秀行 九 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定 十 変更後の小売業者の氏名又は名称 ミネ医薬品株式会社ほか二十一名 十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 ミネ医薬品株式会社ほか二十一名 十二 変更前の小売業者の住所 未定 十三 変更後の小売業者の住所 渋谷区幡ヶ谷三丁目七十六番地一 号(ミネ医薬品株式会社)ほか 十四 変更前の小売業者の代表者名 未定 十五 変更後の小売業者の代表者名 鉢嶺 清(ミネ医薬品株式会社)ほか 十六 変更日 平成二十七年六月二十六日ほか 十七 届出日 平成二十七年七月十五日 十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号) 十九 縦覧期間 平成二十七年七月三十日から同年十一月三十日まで。ただし、東京</p>	<p>一 店舗名 フレンテ笹塚 二 店舗所在地 渋谷区笹塚一丁目四十七番一号 三 設置者名 京王重機整備株式会社 四 設置者住所 渋谷区笹塚一丁目四十七番一号 五 変更前の店舗名 (仮称)京王重機ビル再開発事業 六 変更後の店舗名 フレンテ笹塚 七 変更前の設置者の代表者名 五味 保雄 八 変更後の設置者の代表者名 東宮 秀行 九 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定 十 変更後の小売業者の氏名又は名称 ミネ医薬品株式会社ほか二十一名 十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 ミネ医薬品株式会社ほか二十一名 十二 変更前の小売業者の住所 未定 十三 変更後の小売業者の住所 渋谷区幡ヶ谷三丁目七十六番地一 号(ミネ医薬品株式会社)ほか 十四 変更前の小売業者の代表者名 未定 十五 変更後の小売業者の代表者名 鉢嶺 清(ミネ医薬品株式会社)ほか 十六 変更日 平成二十七年六月二十六日ほか 十七 届出日 平成二十七年七月十五日 十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号) 十九 縦覧期間 平成二十七年七月三十日から同年十一月三十日まで。ただし、東京</p>	<p>都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>一 店舗名 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年七月三十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。 平成二十七年七月三十日</p>	<p>一 店舗名 ピーコックストア自由が丘店 二 店舗所在地 目黒区自由が丘二丁目十五番四号 三 設置者名 イオンマーケット株式会社 四 設置者住所 杉並区阿佐谷南一丁目三十二番十号 五 変更前の開店時刻 午前九時</p>	<p>都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>一 店舗名 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年七月三十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。 平成二十七年七月三十日</p>	<p>一 店舗名 ピーコックストア自由が丘店 二 店舗所在地 目黒区自由が丘二丁目十五番四号 三 設置者名 イオンマーケット株式会社 四 設置者住所 杉並区阿佐谷南一丁目三十二番十号 五 変更前の開店時刻 午前九時</p>	<p>都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>一 店舗名 ピーコックストア自由が丘店 二 店舗所在地 目黒区自由が丘二丁目十五番四号 三 設置者名 イオンマーケット株式会社 四 設置者住所 杉並区阿佐谷南一丁目三十二番十号 五 変更前の開店時刻 午前九時</p>	<p>都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>



<p>六 変更後の開店時刻 午前七時</p> <p>七 変更前の来客が駐車場を利用することができるとする時間帯</p> <p>八 変更後の来客が駐車場を利用することができるとする時間帯</p> <p>九 変更日 平成二十七年八月一日</p> <p>十 届出日 平成二十七年七月十四日</p> <p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十二 縦覧期間 平成二十七年七月三十日から同年十一月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>第四十二期東京都労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦について</p> <p>第四十一期東京都労働委員会の労働者委員(十三人)及び使用者委員(十三人)は、平成二十七年十一月三十日まで任期満了となるため、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定に基づき、次の要項により第四十二期東京都労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める。</p> <p>平成二十七年七月三十日</p> <p>東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>第四十二期東京都労働委員会の労働者委員候補者</p>	<p>一 補者及び使用者委員候補者推薦要項</p> <p>一 東京都労働委員会労働者委員候補者</p> <p>(一) 推薦資格</p> <p>東京都の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。)第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合であること。</p> <p>(二) 被推薦者資格</p> <p>法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者であること。</p> <p>(三) 推薦手続</p> <p>推薦資格を有する労働組合は、次に掲げる書類を添えて推薦すること。</p> <p>ア 推薦書(別記様式) 一部</p> <p>イ 候補者の履歴書(本籍地の都道府県、現住所、生年月日、学歴、職歴、組合歴、公職歴等を記載したもの) 一部</p> <p>ウ 労働委員会の資格審査決定書又は証明書の写し 一部</p> <p>(四) 推薦受付期間</p> <p>平成二十七年七月三十日(木曜日)から同年九月一日(火曜日)まで</p> <p>(五) 推薦書及び添付書類の提出先</p> <p>東京都産業労働局雇用就業部又は労働組合の事務所</p> <p>の所在地を管轄する東京都労働相談情報センター若しくは同センターの各事務所</p> <p>二 東京都労働委員会使用者委員候補者</p> <p>(一) 推薦資格</p>	<p>東京都の区域内のみに組織を有し、かつ、その目的又は業務において労働問題を取り扱う使用者団体であること。</p> <p>(二) 被推薦者資格</p> <p>法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者であること。</p> <p>(三) 推薦手続</p> <p>推薦資格を有する使用者団体は、次に掲げる書類を添えて推薦すること。</p> <p>ア 推薦書(別記様式) 一部</p> <p>イ 候補者の履歴書(本籍地の都道府県、現住所、生年月日、学歴、職歴、公職歴等を記載したもの) 一部</p> <p>ウ 当該団体の定款、寄附行為又は規約の写し 一部</p> <p>(四) 推薦受付期間</p> <p>平成二十七年七月三十日(木曜日)から同年九月一日(火曜日)まで</p> <p>(五) 推薦書及び添付書類の提出先</p> <p>東京都産業労働局雇用就業部又は使用者団体の事務所の所在地を管轄する東京都労働相談情報センター若しくは同センターの各事務所</p>
--	---	--

別記様式

東京都知事 殿

年 月 日

所 在 地

労働組合名又は  
使用者団体名

代表者氏名



第42期東京都労働委員会労働者委員候補者・使用者委員候補者推薦書

第42期東京都労働委員会労働者委員候補者・使用者委員候補者として、次の者を推薦します。

氏名 (ふりがな)	生年月日	(労働者・使用者) 所属 事業場名及び役職名	(労働者) 所属労働組合名 及び役職名

(日本工業規格A列4番)

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

